

開発事業者から開発区域の自治会への連絡調整について

令和 6 年 8 月 1 日以降、堺市内において、開発区域の住戸数 20 戸以上の開発行為が行われる際に、開発事業者から地元自治会に対し、下記のとおり自治会加入促進の取組への協力に関する連絡調整を行います。

～連絡調整の流れ～

【1】開発行為の概要説明

開発規模、分譲・賃貸の別、各戸の規模、建設時期、入居時期等の開発行為の概要について説明があります。

【2】「事業者による自治会加入促進の取組」に関して地元自治会の意向を確認

新規入居者に対する自治会加入促進について、自治会が「既存の地元自治会への加入」もしくは「新規入居者で新たに自治会を結成」のどちらを希望するかなどの意向確認があります。

【3】会則・自治会費等に関する情報の聞き取り

自治会が、新規入居者について「既存の地元自治会への加入」を希望する場合、事業者から新規入居者へ説明するために会則、会費、行事・取組、役員の取り決めなど自治会に関する情報の聞き取りを行わせてもらいます。

【4】（【3】で自治会が、新規入居者について「既存の地元自治会への加入」を希望する場合）事業者から新規入居者に対して自治会加入の呼びかけを実施

事業者が新規入居者に対し、自治会情報の提供、加入の勧めや入会希望者に対する自治会への取次などを行います。

<留意事項>

本取組は、事業者に対し新規入居者への自治会加入促進について協力を働きかけるものであり、建築や開発を実施するかどうかや、計画の内容を協議する制度ではありません。
また、連絡調整の内容や結果が、建築や開発許可に影響を与えるものではありません。